

掛川市教育委員会規則第 2 号

掛川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 2 7 年 3 月 2 7 日

掛川市教育委員会委員長

掛川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会会議規則（平成17年掛川市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第2条を削る。

第3条の見出し中「委員長等」を「教育長等」に改め、同条中「委員長」を「教育長」に、「委員長職務代理者」を「教育長職務代理者」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「委員長が必要であると認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して、請求があったときに招集する」を「定例会及び臨時会とする」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第3条とする。

2 定例会は、毎月1回開催する。

3 臨時会は、教育長が必要であると認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して、請求があったときに招集する。

第5条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第4条とする。

第6条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第6条とする。

第8条第2号中「前回会議録」を「前回議事録」に改め、同条を第7条とする。

第9条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

第12条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第14条とする。

第16条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第15条とする。

第17条の見出しを「（議事録）」に改め、同条第1項中「会議録」を「議事録」に改め、同条第2項中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、「教育長の推せんする者を」を削り、同条第3項中「会議録」を「議事録」に改め、同条を第16条とする。

第18条の見出し中「会議録」を「議事録」に改め、同条中「会議録」を「議事録」に改め、同条第9号中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第17条とする。

第19条の見出し中「会議録」を「議事録」に改め、同条中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(議事録の公表)

第19条 教育長は、第7条第2号の承認を受けた議事録（第15条ただし書の秘密会に係る議事録を除く。）を事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表するものとする。

第20条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。